

東村山市ホームページバナー広告掲載申込書

（あて先）
東村山市長

住所（所在地） _____
会社・団体名 _____ ⑩
代表者氏名 _____ ⑩
電話番号等 TEL _____ FAX _____
E-Mail _____

別記契約条項を了承し、東村山市ホームページのバナー広告掲載を申し込みます。

リンク先ホームページアドレス	
申込掲載期間	年 月から 月 日 月間

（別記）

契 約 条 項

（申込み）

第1条 申込みの期限は、東村山市長（以下「甲」という。）が特別に認めたものを除き、申込掲載期間の初日の1月前の日までとする。
2 申込みできる掲載期間は、毎月1日午前9時から翌月1日午前9時までの1月を単位として最長12月とする。

（掲載の承諾）

第2条 広告主（以下「乙」という。）より申込みのあった内容については、甲がバナー広告（広告画像）及びリンク先ホームページの内容等乙の情報を次条及び第4条の定めるところにより判断し、バナー広告掲載を承諾するか否かを決定する。

2 前項の決定にあたり甲は、乙に対して、必要な調査を行い、又は調査に必要な公的機関から受けている許認可の番号等を明示した書類の写しその他の書類を提出させ、若しくは提示を求めることができる。

（バナー広告掲載を拒否する基準）

第3条 甲は、次の各号の一に該当するバナー広告の掲載を拒否することができる。

- 1) 東村山市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- 2) 法令に違反するおそれのある内容を含むもの
- 3) 政治活動、宗教活動等の思想・信条又は個人の意見を内容とするもの
- 4) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- 5) その他掲載する広告として適当でないとして市長が認めるもの

（広告内容の制限）

第4条 乙のバナー広告及びリンク先ホームページの内容は、次の各号のいずれにも適合するものとする。

- 1) 広告の対象である乙の製品・サービス等を甲が推奨しているとの誤解を与える表現は用いないこと。
- 2) リンク先ホームページにおいて乙の名称及び所在地を明示すること。
- 3) 業種、業態等に応じて広告方法等が個別の法令等により規定されている場合は、当該法令に従ったものであること。

（バナー広告掲載契約の成立）

第5条 第2条の承諾の決定の通知が乙に到達することによって、甲、乙間においてバナー広告掲載契約が成立するものとする。

- 2 バナー広告の掲載位置は、甲が定めるものとする。
- 3 乙は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させることはできないものとする。

裏面に続く

(バナー広告の規格)

第6条 乙は、この申込書に以下の規格のバナー広告を添付するものとする。

- 1) 画像サイズ 幅(横) 120ピクセル×高さ(縦) 60ピクセル
- 2) ファイル形式 GIF形式(アニメーション可。ただし、1周期の動作を終えた後は最初の画像で停止させ、反復させないもの)
- 3) 画像の容量 4KB以内

(バナー広告掲載に関する乙の責務)

第7条 乙は、バナー広告及びリンク先ホームページの管理運営に関連して以下の責務を負うものとする。

- 1) セキュリティ対策を実施していること。
- 2) 甲の管理するコンピュータシステムに影響を与えないこと。
- 3) バナー広告を通じて乙のホームページにアクセスする利用者のコンピュータシステムに影響を与えないこと。
- 4) 掲載された製品、サービス等についての全責任を負うこと。
- 5) 第三者の権利を侵害していないこと。

(掲載料)

第8条 掲載料は、次の表左欄に掲げる掲載期間の区分ごとに同表右欄に掲げる掲載料とする。

掲載期間	掲載料(1月あたり)
1か月及び2か月	25,000円
3か月以上6か月未満	23,750円
6か月以上12か月未満	22,500円
12か月	20,000円

(納入方法)

第9条 甲は乙に対し、バナー広告掲載の承諾の決定に合わせて、掲載料の納入通知書を発行する。

- 2 乙は、契約期間の掲載料全額を納入通知書に記載された期限までに支払うものとする。
- 3 前項の納入確認は、甲が入金確認ができた時点を入金確認日とする。

(納入遅延)

第10条 乙が前条に定める納入を遅滞した場合、甲は、納入確認ができるまで、バナー広告を掲載しないことができるものとする。

(広告の変更)

第11条 バナー広告又はリンク先ホームページアドレスの変更を希望する場合、乙は、甲が別に定める書面により甲に申し込むものとする。

この場合において、バナー広告の変更を申し込むときは、変更を希望するバナー広告を添付するものとする。

- 2 変更申込みについては、甲がバナー広告、リンク先ホームページの内容等乙の情報を第3条及び第4条に定める基準で判断し、承諾するか否かを決定する。

(バナー広告掲載の中止)

第12条 バナー広告掲載契約成立後、バナー広告又はリンク先ホームページの内容が第3条若しくは第4条に適合しない、又は第7条に違反したと甲が認めるときは、甲はバナー広告の掲載を中止し、乙に対してバナー広告又はリンク先ホームページの内容の変更を申し出ることができるものとする。この場合、乙は遅滞なく甲の申し出に従うものとする。ただし、甲からの申し出に対し乙が従わない場合、甲はバナー広告の掲載を再開しないものとする。

(ホームページの停止)

第13条 甲が運営する市ホームページのトップページが連続して12時間以上停止した場合その他の乙の責に帰さない理由によりバナー広告を掲載できなかった場合は、当該掲載できなかった時間に応じて次の表のとおり掲載日数を延長するものとする。

掲載できなかった時間	掲載を延長する日数
12時間以上24時間未満	1日
24時間以上	掲載できなかった日数+1日

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙への催告その他何らの手続きを要することなく、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 1) 乙から書面によりバナー広告掲載の承諾を取り消す旨の申出があったとき。
- 2) 第12条の規定による甲からの申し出に対し乙が従わないとき。
- 3) 乙が掲載料の支払いをしないとき。
- 4) 乙が営業免許等を取り消されたとき。
- 5) 乙による特別清算、会社整理、民事再生手続、会社更正、破産等の申立てがあったとき。
- 6) 乙又は乙の代理人、代表者、従業員等が法令に違反した場合等で、乙のバナー広告掲載を継続することが甲の利益を損ね、又は信用を失墜するおそれがあると甲が判断したとき。
- 7) 現に掲載している乙のバナー広告、リンク先ホームページの内容等乙の情報が社会的重大な事件、事故に影響を与えるおそれがあると甲が判断したとき。
- 8) 現に掲載している乙のバナー広告を理由に訴訟等の問題が発生したとき。
- 9) 前各号のほか、この契約条項に違反したとき。

(掲載料の還付及び不還付)

第15条 バナー広告の掲載料は、原則として還付しない。ただし、甲は、乙の責に帰さない理由により連続して12時間以上バナー広告を掲載できなくなった場合で、次の各号に掲げる場合に限り、前納された掲載料を契約期間の日数で除して得た額を1日の掲載料として、残存する掲載期間に相当する掲載料を日割計算(1円未満は切り捨て)で還付するものとする。

- 1) 第13条の規定による掲載期間の延長ができないとき。
- 2) 甲が掲載期間の延長が相当でないと認めるとき。

(契約変更)

第16条 必要があるときは、甲・乙協議の上、書面によりこの契約条項を変更できるものとする。

(補則)

第17条 この契約条項又はこの契約条項に記載の無い事項について疑義を生じたときは、甲・乙協議の上定めるものとする。